［略］	［略］	［略］	［略］
四十七　都道府県知事	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であって第四十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの
四十七の二　都道府県知事	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による家畜人工授精師の免許に関する事務であって第四十九条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第五十五条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第五十五条で定めるもの
［略］	［略］	市町村長	地方税関係情報若しくは地方団体の徴収金（地方税法第一条第一項第十四号に規定する徴収金をいい、法律の規定によりこれと併せて納付し、又は納入することとされている徴収金を含む。）の納付し、若しくは納入すべき

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十七　都道府県知事	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であって第四十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第四十九条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの